

鳥取市伴走型スタートアップ支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市伴走型スタートアップ支援補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (3) 大企業 前号に規定する者以外の者をいう。
- (4) 法人 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社をいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は、市内において新たに創業する者等に対し、その事業に要する経費の一部について予算の範囲内において補助金を交付することにより、本市の産業振興及び経済活性化を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 補助事業実施計画書の提出日において、市内に事業所等を設置し創業から12月を経過していない法人若しくは個人事業主又は補助事業実施計画書の提出を行う日の属する年度内に市内に事業所等を有して法人設立若しくは個人事業主の開業届の提出により創業を行おうとする個人若しくは団体であること。
- (2) 補助対象者が法人である場合においては、中小企業者であって、次のいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 中小企業者のうち、発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有する者
 - イ 中小企業者のうち、発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有する者
- (3) 支援機関（商工会議所、商工会、鳥取県中小企業団体中央会等）の支援を受けており、今後も継続的な伴走支援を受ける見込みを有する者であること。
- (4) 日本標準産業分類に定める業種（別表第1に掲げる業種を除く。）に該当する事業を営む者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第

5 項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第 1 3 項に規定する接客業務受託営業を行う事業者

- (2) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を営もうとする事業者
- (3) 他の者が行っていた事業を継承して行う事業者
- (4) 既に事業を営んでいる個人又は法人が、新たに法人を設立して事業を開始する事業者
- (5) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業者
- (6) 特定商取引に関する法律（昭和 5 1 年法律第 5 7 号）第 3 3 条第 1 項に規定する連鎖販売取引に該当する事業を行う事業者
- (7) 鳥取市暴力団排除条例（平成 2 4 年鳥取市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団
- (8) 鳥取市税等（市税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・保育所保育料・下水道使用料・下水道受益者負担金）を滞納している事業者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、本補助金の趣旨に照らして適当でないと市長が判断する事業者

（補助対象事業）

第 5 条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第 2 第 1 欄に掲げる事業とする。

- 2 補助対象事業は、本補助金の交付決定後に着手し、本補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の 2 月末日までに完了しなければならない。

（補助対象経費）

第 6 条 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、別表第 2 第 2 欄に掲げる経費とする。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。

（補助金の算定等）

第 7 条 本補助金は、補助対象経費の総額に 2 分の 1 を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨てるものとする。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、1 0 万円を上限とする。

（補助事業実施計画書等の提出及び事業の採択）

第 8 条 本補助金の交付を受けようとする者は、様式第 1 号による補助事業実施計画書、様式第 2 号による補助事業収支予算書及び様式第 4 号による市税等納付状況確認同意書を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の補助事業実施計画書等の提出があったときは、その内容を審査の上、採択の可否を決定するものとする。

（交付申請）

第 9 条 市長は、前条第 2 項に規定する採択の可否を決定後、補助事業実施計画書等を提出した者に対し、速やかに採択の可否を通知する。

- 2 前項の通知は、様式第 3 号により行うものとする。
- 3 事業採択となった者は、別に定める日までに、規則第 4 条の申請書を市長に提出しなければならない。

4 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号、第2号及び第4号に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助事業実施計画書（様式第1号）
- (2) 補助事業収支予算書（様式第2号）
- (3) 市税等納付状況確認同意書（様式第4号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、同一の年度において、鳥取市ふるさと起業家支援プロジェクト補助金交付要綱と、この要綱に基づく補助金の交付を重複して受けることはできない。

（承認を要しない変更）

第10条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、補助金額の増額を伴う変更以外の変更とする。

（着手届の提出）

第11条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、着手届の提出を要しないものとする。

（実績報告）

第12条 規則第12条の規定による実績報告は、補助対象事業の完了した日から起算して30日を経過する日又は本補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第12条に定める補助事業等実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、補助事業実施報告書（様式第5号）及び補助事業収支決算書（様式第6号）によるものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月3日から施行する。

別表第1（第4条関係）

大分類	中分類
A 農業、林業	01農業、02林業
B 漁業	03漁業（水産養殖業を除く。）、04水産養殖業
C 鉱業、採石業、砂利採取業	05鉱業、採石業、砂利採取業
F 電気・ガス・熱供給・水道業	33電気業、34ガス業、35熱供給業、36水道業
G 情報通信業	37通信業、38放送業
H 運輸業、郵便業	42鉄道業、43道路旅客運送業、44道路貨物運送業、45水運業、46航空運輸業、47倉庫業、48運輸に附帯するサービス業、49郵便業（信書郵便事業を含む。）
J 金融業、保険業	62銀行業、63協同組織金融業、64貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、65金融商品取引業、商品先物取引業、66補助的金融業等、67保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む。）
K 不動産業、物品賃貸業	68不動産取引業、69不動産賃貸業・管理業
L 学術研究、専門・技術サービス業	71学術・開発研究機関、74技術サービス業（他に分類されないもの）（うち小分類741をいう。）
O 教育、学習支援業	81学校教育、82その他の教育、学習支援業（うち、小分類821、822をいう。）
P 医療、福祉	83医療業、84保健衛生、85社会保険・社会福祉・介護事業
Q 複合サービス事業	86郵便局、87協同組合（他に分類されないもの）
R サービス業（他に分類されないもの）	88廃棄物処理業、91職業紹介・労働者派遣業、93政治・経済・文化団体、94宗教、95その他のサービス業、96外国公務
S 公務（他に分類されるものを除く。）	97国家公務、98地方公務
T 分類不能の産業	99分類不能の産業

※上記分類は、日本標準産業分類に基づく。

別表第2（第5条、第6条関係）

1 補助対象事業	2 補助対象経費	
市内において新たに創業する者等による事業	創業等に要する経費で以下に該当するもの	
	施設整備費	事業の遂行に必要な建物、建物付属設備及び構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕及び購入に係る経費（用地取得費は除く。）
	機械装置費	事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入及びリース・レンタルに係る経費
	備品費	事業の遂行に必要な備品の購入及びリース・レンタルに係る経費
	事務所等賃借料	事務所・店舗・工場・倉庫の賃借料（礼金、敷金は除く。）、事務機器等（ソフトウェアを含む。）の賃借料、保守料、営業車両の賃借料
	広告宣伝費	広告（新聞・雑誌・テレビ・ラジオ等）、ホームページ・ビジネス用SNS作成等経費、パンフレット・チラシ製作費、看板等（看板、名刺、ショップカード、ロゴマーク等）製作費、展示会出展費
	法人設立関係費	定款作成費（印紙代は除く。）、法人登記費用等（登録免許税は除く。）
	その他事業に必要な経費として市長が認める経費	その他事業に必要な経費として市長が認める経費

鳥取市伴走型スタートアップ支援補助金 補助事業実施計画書

1 事業実施主体の概要

フリガナ	
氏名 (代表者氏名)	
住所 (所在地)	〒
連絡先	
E-mail	

2 事業概要

屋号 (法人名)	
業種	日本標準産業分類細分類 業種名：コード：
事業所の 所在地 (創業予定地)	〒
創業日※ (創業予定日)	令和 年 月 日
事業形態	個人・法人 (法人の場合) 資本金 千円
従業員数	人 (内パート・アルバイト 人)

※個人の場合は税務署の開業届に記載された開業日、法人の場合は履歴事項全部証明書に記載された会社設立の年月日

3 事業計画

創業の経緯及び本 事業の知識・経験 等	
---------------------------	--

事業の具体的内容 (対象者、対象地 域、規模、独創 性、スケジュール 等)					
経営計画 (千円)			1 年目	2 年目	3 年目
	売上高 (①)				
	売上原価(仕入高) (②)				
	売上総利益③ (①－②)				
	経 費	人件費			
		その他			
		合 計④			
営業利益 (③－④)					
支援機関の意見 (要綱第 4 条第 1 項第 3 号関係) ※支援機関が記入 すること	支援機関名： 担当者：				

既に創業している場合は、下記の書類を添付すること。

- ・税務署へ提出した個人事業の開業等届出書の写し（個人事業の場合に限る。）
- ・定款及び履歴事項全部証明書の写し（法人の場合に限る。）

鳥取市伴走型スタートアップ支援補助金 補助事業収支予算書

申請者名：

1 収入の部

(単位：円)

科 目	金 額	備考
自己資金		
借入金		
本補助金		
その他		
計		

2 支出の部

(単位：円)

[illegible]

第 号
年 月 日

様

鳥取市長 印

鳥取市伴走型スタートアップ支援補助金 補助事業実施計画 採択 ・ 不採択 通知書

年 月 日付で提出のあった鳥取市伴走型スタートアップ支援補助金に係る補助事業実施計画については、採択 ・ 不採択 とすることとしますので、下記のとおり通知します。

記

（採択の場合）

- 1 採択額 金 円
- 2 その他

（不採択の場合）

- 1 不採択とする理由等
- 2 その他

年 月 日

鳥取市長 様

申請者 住所
会社名
代表者役職・氏名 ⑩
（自署の場合は押印不要）
生年月日 年 月 日生

市税等納付状況確認同意書

私は、鳥取市伴走型スタートアップ支援補助金の交付申請に伴い、私の市税等（市税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・保育所保育料・下水道使用料・下水道受益者負担金）の納付状況について、鳥取市が確認することに同意します。

鳥取市伴走型スタートアップ支援補助金 補助事業実施報告書

1 事業実施主体の概要

フリガナ	
氏名 (代表者氏名)	
住所 (所在地)	〒
連絡先	
E-mail	

2 事業概要

屋号 (法人名)	
業種	日本標準産業分類細分類 業種名：コード：
事業所の 所在地	〒
創業日※	年 月 日
事業形態	個人・法人 (法人の場合) 資本金 千円
従業員数	人 (内パート・アルバイト 人)

※個人の場合は税務署の開業届に記載された開業日、法人の場合は履歴事項全部証明書に記載された会社設立の年月日

3 実施報告

事業概要 (事業を実施したことが分かる写真、パンフレット、チラシ等を添付すること。)	
今後の展望	

下記の書類を添付すること。(補助事業実施計画書に添付した場合は省略可。)

- ・事業の支出が分かる書類(領収書等の写し)
- ・事業実施にかかる写真、作成したチラシ等
- ・税務署へ提出した個人事業の開業等届出書の写し(個人事業の場合に限る。)
- ・定款及び履歴事項全部証明書の写し(法人の場合に限る。)

鳥取市伴走型スタートアップ支援補助金 補助事業収支決算書

申請者名：

1 収入の部

(単位：円)

科 目	金 額	備考
自己資金		
借入金		
本補助金		
その他		
計		

2 支出の部

(単位：円)

[illegible]